

佐賀県東部工業用水道使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年3月9日

佐賀県知事 山 口 祥 義

◎佐賀県条例第20号

佐賀県東部工業用水道使用料条例の一部を改正する条例

佐賀県東部工業用水道使用料条例（昭和41年佐賀県条例第40号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>佐賀県東部工業用水道使用料条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、県が設置する佐賀県東部工業用水道（以下「工業用水道」という。）の<u>使用料</u>について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 削除 (定義)</p> <p>第3条 略</p>	<p>佐賀県東部工業用水道の使用に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、県が設置する佐賀県東部工業用水道（以下「工業用水道」という。）の<u>使用</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略 (給水の拒否等)</p> <p>第3条 知事は、工業用水を新たに使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、給水を拒むことができる。</p> <p>(1) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）</u></p> <p>(2) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）</u></p> <p>(3) <u>暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</u></p> <p>(4) <u>自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者</u></p> <p>(5) <u>暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又</u></p>

改正前	改正後
<p>(補則) 第9条 この条例に定めるもののほか、工業用水道の<u>使用料</u>に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p>	<p>は関与している者 <u>(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</u> <u>(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者</u> <u>(8) 役員等（法人にあつては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあつては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人（営業を営む者に限る。以下同じ。）にあつては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。）に第2号から前号までに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人</u> <u>(9) 第2号から第7号までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人</u> 2 <u>知事は、使用者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、工業用水の使用の決定を取り消すことができる。</u> (補則) 第9条 この条例に定めるもののほか、工業用水道の<u>使用</u>に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p>

附 則

この条例は、平成27年6月1日から施行する。